

論文

ラムザイヤーの「太平洋戦争における性契約」は ヘイト・イストワールを終わらせる

有馬 哲夫（早稲田大学教授）

はじめに

慰安婦はほとんどみな合意契約をしていた。口約束の場合もあり、契約書を交わした場合もあったが、手続き上、合意契約がなければ慰安婦になれなかった。

その契約が慰安婦と慰安所経営者の間で、どのように機能していたのかゲーム理論によって明らかにしたのが、ハーバード大学ロースクール教授マーク・ラムザイヤーが『国際法経済学レビュー』（*International Review of Law and Economics*）に掲載した「太平洋戦争における性契約」（*Contracting for sex in the Pacific War*）の中身だ。¹ これは、「慰安婦強制連行説」、「慰安婦性奴隷説」を根底から覆すものだ。同時に、同論文の発表は、今までこの問題に関心がなかった人々、あったが固定的な見方しかしてなかった人々が、新たな視点から見直す契機となっている。

現在、韓国はもちろん、国際的にも、以下のような見方が固定的になっている。1937年から1945年まで、日本軍は11歳から20歳までの20万人もの朝鮮人女性を強制連行して性奴隷にし、かつ証拠隠滅のためその75%を虐殺した。² 実際、アメリカの出版社マグローヒルの高校生用歴史教科書では、このような記述になっている。³

1996年の「クマラスワミ報告書付属文書1」では、日本軍は20万人の朝鮮人女性を性奴隷にしたとされた。そのなかの北朝鮮の元慰安婦の証言では、日本兵は「お前らを全員殺すのなんてわけない。犬を殺すより簡単だ」、「朝鮮人の女たちが泣いているのは食べるものがないからだ。この人間の肉を煮てたべさせてやれ」といったとされる。⁴

1998年の「マクドゥーガル報告書」の「付属文書 第2次大戦中に設けられた『慰安所』に関する日本政府の法的責任の分析」では、日本軍が「レイプセンター」を作り、11歳から20歳までのアジアから集めた女性を1日に数回レイプさせ、そのうち14万人を死なせたとして法的責任を問われた。⁵

このため、外国に居住する日本人の子供たちは、差別といじめにあっている。

このような状況の発端となった河野談話が出される以前から、これらの途方もない言説は、一次資料によってことごとく否定できることがわかっていた。秦郁彦が『慰安婦問題の決算』で指摘しているように、当時の官房長官河野洋平がそれを無視しただけだった。⁶

最近、この談話が歴史的事実を無視したものであることが、ますますはっきりしてきている。「日本軍慰安所管理人の日記」が新資料として加わり、朴裕河の『帝国の慰安婦』と李栄薫が『反日種族主義』が出版され、慰安婦と慰安所の実態がより具体的にわかるようになった。

李栄薫は、綿密な調査から複数の算定法を使って朝鮮人慰安婦は3600人、多くて5000人前後だといっている。⁷ 20万人と比べると、なんという違いだろう。

11歳から20歳という言説も、何も根拠が挙げられていない。そもそも、当時の日本の売春の年齢制限は、日本本土で18歳、朝鮮で17歳、台湾で16歳だった。11歳は、どのような面から考えてもありえない。

また、騙されたり、脅されたりして慰安婦にされた女性はいたとされるが、そのようなことをしたのは、朴裕河の『帝国の慰安婦』によれば、日本軍ではなく、朝鮮人悪徳周旋業者だったという。⁸

慰安所でも、朝鮮人慰安婦に暴行を加えたり、性労働を強制したりしたのは、朴が指摘しているように、ほとんどが朝鮮人周旋業者だった。⁹

性奴隷にいたっては、ファンタジーとしかいいようのないものだった。女性たちは、将校の数十倍の高収入で、住居も十分な食事も与えられ、休日には町にでて買い物や映画を楽しんでいた。¹⁰ なにより、基本的に2年の年季があれば帰国することができた。日本本土の公娼の場合、これは6年だった。¹¹

李栄薫は、You Tube番組「慰安婦論争—(1) 彼女達は、果たして手ぶらで帰ったのだろうか」の中で、朝鮮の大邱出身の慰安婦たちが、年季があけて帰郷し、不動産を買っていたケースが多かったことを指摘している。¹² ある意味、彼女たちは社会階層の底辺から上を目指して階段をかけ上っていく、ソーシャル・クライマーだった。

「マクドゥーガル報告書」の、日本軍が慰安婦の75%を証拠隠滅のために虐殺したという主張の裏付けは、現在にいたるまでなされていない。それもそのはずで、これは荒船清十郎という国会議員が地元の支援者向けに話した、ほら話を根拠にしていた。なぜ、これを根拠としたのかは一切説明がない。

つまり、日本軍は歴史の法廷において無実なのだ。このことだけでも歴史上稀に見る冤罪事件だが、もっと問題なのは、その後進んだ事実解明に基づいてこの冤罪を晴らそうとすると、それを阻止することだ。

韓国、国連、アメリカ、そして日本の学者まで、互いに緊密に連携をとって反論阻止キャンペーンを行う。だが根拠をあげて反論するのではなく、むしろ「右翼」、「歴史修正主義者」、「人種差別主義者」、「ヘイト」というレッテルを勝手に貼り、バッシングによって言論そのものを封じようとするのだ。

これがもっとも劇的に象徴的に示されたのが、ラムザイヤーの論文「太平洋戦争における性契約」の撤回要求運動だった。彼らは、論文に論理的に学術的に批判したのでも、反論したのでもない。撤回を要求し、ラムザイヤーの辞職を要求したのだ。

しかも、掲載誌である『国際法経済学レビュー』の事務局はもちろん、ハーバード大学にも、洪水のようなヘイト・メールを送り付け、ラムザイヤーの解雇まで要求した。つまり、数を頼んで圧力をかけ、黙らせよう、さもなくば抹殺しようというのだ。

これは言論弾圧であり、学問の自由の侵害だ。ラムザイヤーの攻撃者は、自分たちだけが正義のように振る舞い、他の人間の言論と学問の自由を圧殺できていると考えている。メールやSNSを悪用して相手を徹底的に追い込むやりかたは、まさしく現代のナチスだ。

ヘイト・イストワールを語ってきたラムザイヤー批判者

ナチズムの本質はヘイトを煽ることだ。つまり、特定の人々に対する憎悪を掻き立て、それによって求心力を得る。これがラムザイヤー批判者のしていることだ。

よく見ると、ラムザイヤー批判者たちは、さまざまな史観を持つグループから成り立っていることがわかる。大まかにフェミニズム史観、日帝史観、東京裁判史観（戦勝国・太平洋戦争史観、自虐史観）としておこう。もちろん、さらに細分化できるが、きりがないのでやめておく。

これらの史観を見ると、なぜラムザイヤー論文が彼らのヘイトを買ったのかがわかる。ラムザイヤーはこれらの史観とは関係のない、法経済学的モデルの論証を行っている。批判者たちは、ラムザイヤーが語っていないことを語った、述べていないことを述べたとして、非難している。だから、彼らの数がいかに多かろうと、その非難がいかに激しかろうと、彼らの批判はまったくかみ合っていない。

この点をわかりやすく説明しよう。

フェミニズム史観は、歴史を通じて女性が男性に虐げられ、抑圧されてきたと見る。日帝史観は、日本が帝国主義・植民地主義のもと、近代史において朝鮮をはじめとするアジアの国々を抑圧し、支配してきたと見る。東京裁判史観は、日本および日本軍が先の戦争においてアジアの国々に犯罪的行為をしたという見方に立って、先の戦争の前後の歴史を見る。

フェミニズム史観は、男性の抑圧と見えるものに、日帝史観は、日本の帝国主義と見えるものに、東京裁判史観はなんであれ日本軍に関わるものに、ヘイトを「煽る」。「煽る」といっているのは、彼らの批判が感情的、情動的であって、客観的でもなければ、理性的でもないからだ。彼らのラムザイヤー批判を見れば、これは明らかだ。

歴史とは、ある意味でイストワールである。フランス語でHistoireは、物語と歴史を意味するが、フランスにかぎらず、これまで歴史とは「語られたもの」だった。もともとは、建国の英雄や王について、民族、王国、国家について、「語られたもの」だった。現代ではさまざまなグループの人々が、さまざまなことについて語る。

慰安婦だったという人々は、建国の英雄、王、民族、王国、国家については語らなかった。彼女たちは自分たちの物語を語った。それも一人称だ。こういった物語を、運動家や学者は、公文書や事実関係などでクロス・チェックすることなく、「歴史」とみなした。だが、彼女たちの物語は、とくに重要な部分で、つまり自分たちを連れ去り、虐待した加害者が誰なのかについて、変遷することが多かった。¹³

フェミニズム史観は、男性の女性に対する抑圧という観点から、その「歴史」のなかに見えるものについて語った。日帝史観は、日本の帝国主義という観点から、その「歴史」のなかに見えるものについて語った。東京裁判史観は日本軍が悪をなしたという観点から、その「歴史」のなかに見えるものについて語った。

しかし、彼らが基づいている慰安婦の物語は、個人的な言説や記憶であって、歴史ではなく、現実とは違っていることが多かった。彼らが語る慰安婦の「歴史」は、慰安婦の物語をもとにしつつも、実際にはヘイト・イストワールだといえる。しかも、慰安婦自身

ではなく、慰安婦の物語を恣意的に解釈した運動家や学者が、日本軍・男性に対する、日帝に対する、そして日本軍に対するヘイトを語る場合が多かった。

なぜヘイトだといえるのか。それは、彼らが日本軍・男性のなにが、日帝のなにが、日本軍のなにが、悪かったのかについて客観的に論証しようとしなからだ。とにかく、日本軍の男性、日帝、日本軍をすべてヘイトの対象とし、それは総て悪であるとし、それに対する憎悪を込めて物語る。つまり、「特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てている」のでヘイトといえる。¹⁴ 皮肉なのは、慰安婦たち自身は、挺対協に促されるまでは、日本軍や日本の官憲ではなく、自分の親や朝鮮人周旋業者に対するヘイトを語っていたことだ。

こと慰安婦制度に関する限り、日本軍および日本政府はいかなる国際法も犯してはいなかった。その証拠に、あの不公平さで悪名が高い極東国際軍事裁判において、慰安婦制度も慰安所も起訴されてはいない。アメリカ軍が戦後に作った日本軍に関する報告書は、慰安所を単に「付帯設備」と位置付けていた。¹⁵ その他、戦争中にアメリカ軍が慰安所について報告した文書があるが、いずれも戦争犯罪を疑っていたとは読めない。¹⁶

よく慰安婦制度は「婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル国際条約」に違反しているという主張を聞くが、これは間違っている。この条約は、女性と児童の人身売買を禁じた国際法だが、日本はこの条約の第5条、すなわち娼婦の年齢を21歳以上とした条項を保留していた。そして、朝鮮や台湾などへの年齢制限の適用を留保していた。

このことを無視する、欧米および日本の運動家および学者は、慰安婦制度を人身売買とか奴隷制と主張しているが、これは誤りである。彼らは国際法について自分の恣意的解釈を述べるだけで、実際の条文を踏まえた論証をしようとしなない。¹⁷

また、彼らは、都合が悪いのか、触れようとしなないが、海外領土への年齢制限の適用を保留していたのは日本だけではなく、同じように植民地や保護領を持っていたイギリス、イタリア、スペイン、オーストラリア、ニュージーランドもだった。¹⁸

たしかに、朝鮮人慰安婦のなかに17歳以上20歳未満の女性、台湾人慰安婦のなかに16歳以上20歳未満の女性がいるが、国内法の年齢制限が朝鮮では17歳、台湾では16歳となっていたからだ。第5条の保留によって、国内法の女性の年齢制限は、国際法に違反していなかった。

クマラスワミなどは、「クマラスワミ報告書付属文書1」で、慰安婦制度が1926年の奴隷条約に反するといったが、これもこじつけだった。慰安婦制度はむしろ前渡し金のある雇用制度だった。雇用は所有ではない。

事実、彼女の解釈は、国連人権委員会の当時の議長国カナダをはじめとする先進国にも支持されなかった。日韓のメディアは、あたかもクマラスワミの主張が国連人権委員会で支持されたかのように書き立てたが、アメリカの公文書を読むと、当時の議長国のカナダも、アメリカを含めた人権委員会の主要国も、支持はしていなかったことがわかる。¹⁹ 事実これらの国々は、クマラスワミが日本に問うた法的責任を否定している。

そもそも「テイクノート」は下から2番目の評価で、むしろ支持されなかったと見るべきだ。これをもって付属文書1が国連の支持を得たかのように喧伝した日韓のメディアは、報道倫理に反した捏造の罪を犯している。

アメリカ軍も国連人権委員会も、日本政府および日本軍は、慰安婦制度においていか

なる国際法も犯していなかったことを認めていた。このことから、日本軍の関与イコール悪、違法、とみなすことはできないことがわかる。

だが、欧米や日本のフェミニズム史観、日帝史観、とくに東京裁判史観を採る学者は、日本軍の関与イコール悪、そして違法とする。これは、個々の事例が国際法に違反しているか判断するのではなく、日本軍に関わるものは総て悪・違法としているので、道理にも論理にも反したヘイトといえる。

物語はもはや学問ではない

ところで、物語を語る人は、慰安婦であれ、運動家であれ、学者であれ、自分の物語に同調し、同情することを望む。そして、否定する人、少なくとも同情も同調もしない人、を憎む。事実、元朝鮮人慰安婦も、他の慰安婦が自分とは違う話をする、同じような境遇にあったはずなのに、驚くほど反発し、怒り「あの人は嘘つきだ」といったりする。嘘かどうかはさておき、他人が自分と違う話をするということに耐えられないのだろう。

こうしてみるとラムザイヤー論文が、前述のような人々からなぜヘイトを買ったのかわかる。ラムザイヤー論文は、慰安婦の物語も日本軍の物語も語らない。そのような物語に同調も同情もしない。

ラムザイヤー論文は、一人称であれ、二人称であれ、三人称であれ、とにかく慰安婦や日本軍の物語には耳を傾けず、あるいは物語を語らずに、非人称的な法経済学的モデルを示す。それによって、慰安婦制度における性契約の法経済学的メカニズムを明らかにするだけだ。だから、これまでヘイト・イストワールを語ってきた人々は、無視された、あるいはバイパスされたと感じ、怒りを覚えるのだろう。

最近の人文科学の先端的研究をきちんとフォローしている人は気付いていることだが、今日的人文科学は、法学や経済学やメディア研究はもちろん、歴史でさえ、ナッシュ均衡などのゲーム理論を用いて、法経済学モデルや数理モデルを示して分析する。ラムザイヤー論文はまさにその一例だ。

もはや慰安婦や研究者や運動家という語り手が、客観的資料に基づかず主観的な物語を語ることに、価値も真実性も認められず、学問ともみなされないのだ。そのことをラムザイヤー批判者はしっかりと受け止めるべきだ。

ラムザイヤー論文は、法経済学的モデルを示し、日本の売春とは、娼婦と抱主の間のゲーム理論に基づく契約であり、必ずしも前者が後者に搾取されていたわけではなかったことを明らかにした。²⁰ ラムザイヤーはこれを慰安婦制度にもあてはめた。売春とは男性経営者による娼婦の性的搾取の物語だと信じて疑わないフェミニズム歴史家には、これは受け入れられない。

だが、ラムザイヤーの示す統計データは、私娼はともかく公娼の大多数は、契約から多くの利益を得て、平均6年ほどで性産業を去り、よりよい人生を送っていたことを明らかにしていた。この事実は、男性によって性的に搾取され、人生を台無しにされた哀れな娼婦の物語が、少なくとも代表例ではないことを示した。

論文はまた、日帝の犠牲者であるべき朝鮮人慰安婦が、朝鮮人の経営する私娼よりはるかに好条件で契約し、大金をもって帰郷していたことを明らかにした。たしかに、「ビ

ルマ・シンガポールの従軍慰安所（日本軍慰安所管理人の日記）」などから、日記に登場する朝鮮人慰安婦は、大金を貯めて親に送金していたし、2年ほどで自らの意志で廃業して帰国していたことがわかる。²¹ ラムザイヤーのいう法経済学モデルが当てはまるのだ。

これにラムザイヤー批判者は、日記には、結婚しようとしたものの、廃業許可がおりなかった慰安婦の例が書かれていると反論する。²² たしかに、モデルなのだから、個々のケースでは当てはまらない場合があるだろう。だが、日記から判断する限り、許可されなかった慰安婦が大多数とはいえ、むしろ例外とみられることから、慰安婦には原則として廃業の自由が認められていて、ゆえに日帝によって性奴隷にされていたなどとは考えられないことがわかる。モデルそのものは成り立っていて、それは性奴隷説を完全に否定していた。

モデルにしたがえば、慰安婦は性奴隷どころではなく、かなり恩恵的な雇用契約から大金を得て、故郷に土地を購入したソーシャル・クライマーだった。このモデルでは「慰安婦すなわち日帝から搾取され性奴隷にされた朝鮮人女性」物語は成立しない。これを打ち消すならば、代わりの法経済学モデルを示して、反駁しなければならないが、それは批判者にはできない。物語ならばいくらでも紡ぎだせるが、統計データをでっち上げることは難しいし、敢えてそれをして、明らかなほころびがでてしまう。

論文はまた、朝鮮人女性を騙したり、脅したりして契約させたものがいたとして、それをしたのは日本軍ではなく、悪徳朝鮮人周旋業者だと指摘した。これは、日本軍は悪だから、強制連行したのも、騙したり脅したりして慰安婦にするなど、悪いことはみな日本軍の仕業だとする東京裁判史観（戦勝国史観、太平洋戦争史観、日本人の場合は自虐史観）を否定するものだ。

だが、これは前に見たように『帝国の慰安婦』でも『反日種族主義』でもすでに明らかにされたことだった。とくに李栄薫がいうように、朝鮮半島では娼婦の供給網がかなり発達していたので、日本軍が自ら強制連行を行ったり、強引な娼婦の調達を行ったりする必要がなかったというのが事実だ。²³

慰安婦も、挺対協（のちの正義連）からアプローチを受けるまでは、「自分を騙した親が憎い、周旋業者が憎い」と語っていたが、その後「日本軍が憎い。日本の官憲が憎い」に変わったということはよく知られている。親に見捨てられ、同胞に裏切られた同情すべき朝鮮人女性の物語が、鬼のような日本兵によって拉致され、性奴隷にされた朝鮮人女性の残酷物語に作り替えられていたのだ。²⁴

ラムザイヤー論文にしたがえば、朝鮮人慰安婦を周旋業者や経営者（朝鮮人もいた）の搾取から守っていたものこそ、彼の法経済学モデルを成り立たせている日本軍の慰安所運営規則だった。

この規則は、慰安婦の年季を原則2年とし、料金と抱主と慰安婦の利益の取り分を決め、住居費を抱主の負担とし、貯金を推奨し、性病の定期検査を含めた医療を無料で提供していた。これは、私娼というまでもなく、公娼と比べても極めて慰安婦にとって恩恵的な条件だった。この点から見れば、日本軍は慰安婦を搾取し、性奴隷化したのではなく、そのまったく逆で、私娼や公娼が直面していた搾取や詐欺や性奴隷化から守っていたと見ることができる。

東京裁判（戦勝国、太平洋戦争自虐）史観をもつ人々は、日本軍に関わるものはすべて

悪としてきたが、ラムザイヤーの法経済学モデルでは、日本軍は慰安婦の庇護者に他ならなかった。彼女たちに雇用上の好条件を与え、慰安所での生活、および年季があけたあとの生活を守る役割を果たしていたのは日本軍だった。これに対し、朝鮮人慰安婦を騙し、搾取し、虐待したのは、日本軍ではなく、朝鮮人周旋業者および経営者だった。

日本軍に関わるものはすべて悪とし、朝鮮人に関しては、事実であってもネガティブなことをいってはならないという、東京裁判史観的ポリティカル・コレクトネスを持っている人々にとって、ラムザイヤー論文は「いってはならないことをいった論文」だった。だから彼らは、この論文にヘイトを向けた。

ラムザイヤー批判者のいうポリティカル・コレクトネスとは何か

最後に、ラムザイヤー論文はポリティカル・コレクトネスに反するのかどうかを論じよう。というのも、ラムザイヤー批判者は、彼がポリティカル・コレクトネスに反し、「いってはならないことをいった」と非難しているからだ。

彼らのいうポリティカル・コレクトネスとはなんなのか、「いってはならないこと」とは何なのかを明らかにしたい。

例をあげよう。NHK広島局が2020年にツイッター・コーナー「ひろしまタイムライン」を始めた。同局は、これを「もし75年前にSNS（会員制交流サイト）があったら」という設定のもと、原爆投下前後に書かれた被爆者の実際の日記などを基に、その日の出来事や思いを連日投稿した新しい試みだ、と自画自賛していた。

ところが、同コーナーが、「朝鮮人差別」だとして、8月に入って大炎上し始めた。Buzz Feed Newsの貫洞欣寛が、2020年8月24日の「欠けていた『加害の視点』NHKが釈明に追われた原爆企画『ひろしまタイムライン』に見る日本の平和報道の問題点」で、この問題を取り上げている。²⁵

では、この「ヒロシマタイムライン」のなかのどのようなツイートが問題とされたのだろうか。それは、8月20日の次のようなツイートだった。

「シュン@ひろしまタイムライン

1945年8月20日

朝鮮人だ!!

大阪駅で戦勝国となった朝鮮人の群衆が列車に乗り込んでくる!」

「シュン@ひろしまタイムライン

1945年8月20日

俺たちは戦勝国民だ! 敗戦国はでていけ!

圧倒的な威力と迫力

怒鳴りながら超満員の列車の窓という窓を叩き割っていく

そしてなんと、座っていた先客を放り出し、割れた窓から仲間全員がなだれこんできた!」

「シュン@ひろしまタイムライン

1945年8月20日

あまりのやるせなさに、涙がとまらない。

負けた復員兵は同じ日本兵を突き飛ばし、戦勝国民の一団は乗客を窓から放り投げた誰も抵抗できない。悔しい・・・！」

日本の敗戦が明らかになったとき、そして占領期に、朝鮮人が警察さえ手に負えない暴動を起し、日本人に暴力を働いたのは歴史的事実だ。そして、ここが重要なところだが、ここにおいては、自らを戦勝国民と称する朝鮮人が日本人を敗戦国民として差別し、暴力を振るい、危害を加えていた。

日本人の朝鮮人に対する差別感情ではなく、朝鮮人の日本人に対する差別感情が起こした暴動だった。にもかかわらず、占領軍はプレスコードによって朝鮮人についての批判を禁じた。これによって占領期を通じて、朝鮮人の犯した犯罪は報道されなかった。²⁶

ところが、こんな歴史的事実など知らないNHKの同コーナーの担当者は、ツイートが朝鮮人に対する差別的な感情を煽っていると非難されると、「手記を提供してくれた方が、1945年当時に抱いた思いを、現在も持っているかのような誤解を生み、プロジェクトに参加している高校生など関係者のみなさんにも、ご迷惑をおかけしたことをおわびいたします」と釈明した。

「手記を提供してくれた方が、1945年当時に抱いた思い」とは、この文脈では「朝鮮人に対する差別感情」とNHKの担当者が考えていたものとしか理解しようがない。その差別感情を手記の筆者が21世紀の現在も持っているような誤解を与えたので「おわびする」といっている。驚くのは、批判している貫洞も、このようなツイートは、広島原爆の被害者の「加害者」としての視点の欠如から生まれたものだとして、やはり朝鮮人差別があるとしていることだ。²⁷

しかし、ツイートのなかで「シュン」は朝鮮人の狼藉と暴行を記述してはいるが、非難どころか、コメントすらしていない。ただ、「あまりのやるせなさに、涙がとまらない」、「誰も抵抗できない。悔しい・・・！」と悲嘆に暮れているだけだ。シュンがもった感情のどこが差別的なのか。終戦期と占領期の日本人は、朝鮮人の暴行にあって、泣くこと、嘆くことも、朝鮮人に対して差別的だということになるというのか。

これは占領期に行われた検閲とウォーギルト・インフォメーション・プログラム（以下WGIPとする）によるマインドセットなしには、説明不可能だ。

まず、検閲は、「朝鮮人に対する批判」を禁じた。だから、日本人に対する暴力や日本の官憲に対する暴動が多発していたのに、報道させなかった。あったことをなかったことにしたのだ。

次にWGIPによって、戦争中や終戦期に日本人がしたことは、すべて悪いことで、それに対して罪の意識を持たなければならないとした。その延長線上で、連合国およびその植民地、および朝鮮人（当時日本国民であった）に対しては、謝罪し、賠償しなければならないということになった。つまり、日本人は戦争において、実際に加害者であったか、被害者であったかとは関係なく、一律朝鮮人に対して加害者だということになった。これに対して、朝鮮人は戦争において、実際に加害者だったか被害者であったかは関係なく、すべて対日本人に関しては、被害者だということになった。これは東京裁判史観でもある。

シュンは被爆こそしなかったが、広島から避難することを余儀なくされた被害者だ。そして、広島の自宅から両親の故郷である埼玉県へ帰る途中で、朝鮮人の暴行、暴動を目

にして心に傷を負った。だが、NHK職員は、シュンが当時感じたことを口にするると朝鮮人差別と呼ぶ。貫洞は「加害の視点」が欠如しているという。

彼らのねじ曲がった論理では、広島で原爆の被害にあった少年は、日本人だというだけで、暴動を起し、暴行を働く朝鮮人に対しても、「加害者」になるのだ。WGIPマインドセットが、いかに日本人の「論理的思考」を奪うかといういい例だ。

ちなみに記事を書いた貫洞は、朝日新聞の社員だという。朝日新聞はNHKとともに、WGIPを中心的行ったメディアであり、しかも他のメディアより飛び抜けて協力的であったことは、拙著『日本人はなぜ自虐的になったのかー占領とWGIP』でも詳述した。²⁸ 今でもそのメンタリティは変わっていないようだ。占領期の検閲コードに「朝鮮人を批判してはならない」とあったが、朝日新聞とNHKは今日でもこれを墨守している。

ラムザイヤー批判者は、朝日新聞やNHKと同じポリティカル・コレクトネスに基づいて、ラムザイヤーが朝鮮人に対して差別的だとか、「いってはならないことをいった」と非難している。

つまり、朝鮮人女性を騙したり、脅したりして慰安婦にし、彼女たちを虐待し、搾取したのは朝鮮人周旋人と慰安所経営者なのだが、それは「いってはならないこと」であり、検閲されなければならないことなのだ。

東京裁判史観（戦勝国史観）をとる欧米の学者や運動家、そしてその裏返しである自虐的史観をもつ日本人の学者や運動家は、これに暗黙のうちに従い、一般の日本人にも従うよう求めてきた。だから、朝鮮人慰安婦を「強制連行」したのは、朝鮮人周旋業者なのに、日本軍とされてきたのだ。ラムザイヤーはこの轍を踏まなかった。東京裁判史観（戦勝国史観）など、彼の法経済学モデルとは関係ないからだ。

ラムザイヤー批判者は、ラムザイヤーに自分たちと同じポリティカル・コレクトネスと朝鮮人に対する付度を求めたが、そもそもそんなことはラムザイヤーの頭にはなかった。あったのは、彼が考える法経済学的モデルが慰安婦制度において成立するかどうか、それによって慰安婦制度のメカニズムが解明できるかどうかだった。

一般論としてみても、差別に関わることであっても、歴史的事実を示すこと、それについて議論することは、ポリティカル・コレクトネスに反しない。言い換えれば、差別に関わることであっても、歴史的事実は明らかにしなければならないし、それについて論じなければならないということだ。

そして、論じるということは、それに関する言説が肯定的にも否定的にもなるということだ。つねに肯定的にならなければならない、占領中の検閲のように、否定的な批評をしてはならないというのでは、論じたことにならない。

このような考え方は学者として、民主主義者として、当然のものではないだろうか。教育という観点からも、なにが歴史的事実なのか、なにが差別なのか、なにが問題なのか、はっきりさせたいで複数の論点から議論し、それを将来の世代にも教えなければならない。

ラムザイヤーはこういったことを、この論文で示しているのだ。

注

本論文は全体としてオリジナルだが、拙著『「慰安婦」はみな合意契約をしていたーラムザイヤー論文の衝撃』(2021年WAC出版)のなかの記述と重なるところがある。

- 1 J. Mark Ramseyer, “Contracting for sex in the Pacific War”, *International Review of Law and Economics*, 65(2021)105971
- 2 女性のためのアジア平和国民基金編、「マクドゥーガル報告書」「現代的形態の奴隷制:武力紛争下の計画的レイプ、奴隷制、奴隷に近い状況」17頁、<https://www.awf.or.jp/pdf/0199.pdf>
- 3 「米教科書の慰安婦記述、発行元が修正を拒否 “隠ぺいのため慰安婦虐殺”など」<https://newsphere.jp/world-report/20150116-2/>
- 4 女性のためのアジア平和国民基金編「クマラスワミ報告書付属文書1」「戦時における軍事的性奴隷制問題に関する朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国および日本への訪問調査に基づく報告書」17頁、<https://www.awf.or.jp/pdf/0031.pdf>
- 5 女性のためのアジア平和国民基金編、「第二次大戦中に設けられた『慰安所』に関する日本政府の法的責任の分析」<https://www.awf.or.jp/pdf/0199.pdf>
- 6 秦郁彦『慰安婦問題の決算』(PHP研究所2016年) 33～47頁。
- 7 堀和夫、木村幹監訳「ビルマ・シンガポールの従軍慰安所(日本軍慰安所管理人の日記)」[comort_women_diary.pdf\(nadesiko-action.org\)](http://comort_women_diary.pdf(nadesiko-action.org)) 李栄薫、『反日種族主義』(文藝春秋社、2019年) 268～269頁、「日本人慰安婦」李承晩TV,https://www.youtube.com/watch?v=jt_1srirqsY&t=1711s
- 8 朴裕河『帝国の慰安婦』(朝日出版、2014年) 28～34、46頁。
- 9 『帝国の慰安婦』105～110頁。
- 10 女性のためのアジア平和国民基金編、政府調査『「従軍慰安婦」関係資料集成⑤』「米国「戦争情報局(United States Office of War Information) 心理戦作戦班日本人捕虜尋問報告書(Japanese Prisoner of War Interrogation Report)」49号、1944年10月1日、113～118頁、https://www.awf.or.jp/pdf/0051_5.pdf
- 11 Ramseyer, “Contracting for sex in the Pacific War”, pp.2,6.
- 12 李栄薫、「慰安婦論争ー(1) 彼女達は、果たして手ぶらで帰ったのだろうか」李承晩TV、https://www.youtube.com/watch?v=jt_1srirqsY&t=1711s
- 13 『帝国の慰安婦』158～161頁。なお朴のこのような記述は、挺対協(現在の正義連)自身が編纂した「証言集1 強制的に連れていかれた朝鮮人従軍慰安婦たち」のなかの元慰安婦たちの証言などを踏まえている。韓国挺身隊問題対策協議会・挺身隊研究会「証言集1 強制的に連れていかれた朝鮮人従軍慰安婦たち」(1993年、韓国挺身隊問題対策協議会・挺身隊研究会) 123～124、127～128頁。
- 14 法務省「ヘイトスピーチを許さない」http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html
- 15 女性のためのアジア平和国民基金編、政府調査『「従軍慰安婦」関係資料集成⑤』Allied Translation Interpreter Section, Supreme Commander of Allied Powers, “Research Report Amenities in The Japanese Armed Forces”, 15 November 1945 https://www.awf.or.jp/pdf/0051_5.pdf
- 16 女性のためのアジア平和国民基金編、政府調査『「従軍慰安婦」関係資料集成⑤』所蔵のアメリカ軍の報告書参照。
- 17 一例をあげると、吉見義明「ラムザイヤー論文の何が問題か」(『世界』岩波書店2021年五月号) 128～129頁がそれにあたる。吉見はここで、当時の日本の法律で合法だった娼妓契約を「人身売買」と勝手に決めつけている。「人身売買」かどうか「違法」かどうかを決めるのは吉見ではなく、当時の国内法であり国際法だ。
- 18 「婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル国際条約・御署名原本・大正十四年十二月二十一日」https://www.digital.archives.go.jp/img.pdf/3138464_9~11頁参照。
- 19 From US Mission in Geneva to Secretary of State, March 7, Select Documents released under the Nazi War Crimes and Japanese Imperial Government disclosure acts relating to Japanese War Crimes 1941-2001, box6, The General Records of the Department of the State, RG59 (National Archives II, College Park)、また、有馬哲夫『慰安婦はみな合意契約をしていた』(WAC、2021年) 98～99頁参照、有馬哲夫『一次資料で正す現代史のフェイク』(扶桑社、2021年) 第9章「クマラス

- ワミ報告書(付属文書1)は最悪のフェイク文書だ」とくに245～246、254～259頁参照。
- 20 マーク・ラムザイヤー、曾野裕夫訳「芸妓娼契約—性産業における『信じられるコミットメント』」『北大法学部論集』44号
https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/15533/1/44%283%29_p206-160.pdf
- 21 堀和夫、木村幹監訳「ビルマ・シンガポールの従軍慰安所(日本軍慰安所管理人の日記)」comort_women_diary.pdf (nadesiko-action.org) なお、この日記には、結婚を望んだものの、廃業許可がおりなかった例も記されている。李栄薫、『反日種族主義』(文藝春秋社2019年)268～269頁、「日本人慰安婦」李承晩TV,https://www.youtube.com/watch?v=jt_1srirqsY&t=1711s
- 22 例えば、Statement by Andrew Gordon, Professor, Department of History Carter Eckert, Professor, Department of East Asian Languages and Civilizations, Harvard University, February 17, 2021,p.2 <https://dash.harvard.edu/bitstream/handle/1/37366904/Eckert%20Gordon%20on%20Mark%20Ramseyer%20article%20for%20public%20release%20final.pdf?sequence=1&isAllowed=y>
- 23 李栄薫、『反日種族主義』269～271頁。
- 24 『反日種族主義』317～318頁。
- 25 貫洞欣寛、Buzz Feed News「欠けていた『加害の視点』NHKが釈明に追われた原爆企画『ひろしまタイムライン』に見る日本の平和報道の問題点」2020年8月24日公開。(buzzfeed.com) <https://www.buzzfeed.com/jp/yoshihirokando/nhk-timeline2?bfsouce=relatedmanual>
- 26 江藤淳『閉された言語空間 占領軍の検閲と戦後日本』(文藝春秋、1989)237～241頁。終戦後の占領中の朝鮮人の犯罪については、岡崎勝彦「「益田事件」について(続)・在日朝鮮人運動とGHQ地方軍政 チームとの関りに即して」の図II「在日朝鮮人罪名別被疑者新受け入れ人員」参照。岡崎勝彦「「益田事件」について(続)・在日朝鮮人運動とGHQ地方軍政 チームとの関りに即して」島根大学法文学部『経済科学論集』15, 43-98, 1989-02-28、https://ir.lib.shimane-u.ac.jp/ja/list/shimane_creators/O/7c936685c600f02f2523e01558206202/item/2125。ただし、このように朝鮮人の犯罪が多発した理由について著者は、「祖国の米軍占領等種々の事情により残留した60万人の朝鮮人は、法的地位が不安定なままに、日本政府からも占領軍からも何ら生活上の保障が与えられずに、日本社会に投げ出されることになった」と分析している。
- 27 「欠けていた『加害の視点』NHKが釈明に追われた原爆企画『ひろしまタイムライン』に見る日本の平和報道の問題点」
- 28 Proposed War Guilt Information Program (The Third Phase), Civil Information and Education Section, 3 March, 1948, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, Civil Information and Education Section Administrative Division Confidential Decimal File, 1945-1952, Box 5096, RG. 331 (National Archives II, College Park, USA) 有馬哲夫『日本人はなぜ自虐的になったのか—占領とWGIP』(新潮新書2020年)209～210頁参照。